# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	合志市 口座管理システム 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、口座管理システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

合志市長

#### 公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	口座管理						
②事務の概要	口座振替、振込事務に必要となる口座情報の登録管理およびその口座登録情報をもとにした各金融機関への口座振替(振込)依頼事務を 行う。また、口座振替依頼結果データの受け入れ処理により各賦課データへの消込を行う。						
③システムの名称	口座管理システム						
2. 特定個人情報ファイル:	名 名						
1. 口座情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第24号						
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携						
①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	会計課						
②所属長の役職名	会計管理者						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	市長公室企画課 096-248-1813						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813						
9. 規則第9条第2項の適	用 用		[ ]適用した				
適用した理由							

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年2月26日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	17年2月26日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で				
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関については、そ	れぞれ重点項目評	<b>画書又は全項目評価書において、リ</b> ズ	スク対策の詳細が記			
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた	と入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ε	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネッ	ットワークシステムを	・通じた提供を除く。) [ O	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手) [O	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Ε	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去							
	国人情報の漏えい・滅 員リスクへの対策は十	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
	りミスが発生するリスク 策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	・口座情報を登録する際は、住所に間違いがないか、関係のない者に紐づけていないかなど、ダブル チェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」 と考えられる。						

9. 監	<b>查</b>							
実施の	の有無	[ 0 ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[	〕外部監査	
10. 名	<b>従業者に対する教育・</b>	啓発						
従業者	皆に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		2) 十分に行	入れて行っている	
11. 🖠	<b>長も優先度が高いと</b> 考	えられる	6対策		[ ]全	項目評価又は	は重点項目評価をす	ミ施する
最も優る対策	憂先度が高いと考えられ :	<選択版 1) E 2) E 3) A 4) 5 5) 7 6) 个 7) 个 8) \$	目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行	れるリスク 事務には 不正に等の けわれるリ システムを システムを い・滅失・野	への対策 要のない情報 用されるリス リリスクへの対策 スクへの対策 通じて目的が で通じて不正プ	クへの対策 対策 (委託や情報提供 外の入手が行っ な提供が行われ	<sup>ヾ</sup> 行われるリスクへのゔ <sup>ネットワークシステムを通じが われるリスクへの対策 れるリスクへの対策</sup>	た提供を除く。)
当該対	対策は十分か【再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	・入れている うる 浅されている	
	判断の根拠	座システ	ムへの入力に当たっ	ては、登録	禄者とは別の	者によるダブノ	、手が行われることはな レチェックを行っている クへの対策は「十分で	0

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月10日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成26年8月5日時点	平成28年2月10日時点	事後	
平成29年3月16日	↑Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成26年8月5日時点	平成28年2月10日時点	事後	
平成29年3月16日	り.評価美施機関にあげる担当	会計管理者 古武城 卓	会計管理者 可德 精至	事後	
平成29年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成28年2月10日時点	平成29年3月16日時点	事後	
平成29年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成28年2月10日時点	平成29年3月16日時点	事後	
平成30年2月28日	「I関連情報」 5.評価実施機関における担当	会計管理者 可德 精至	会計管理者 中村 誓丞	事後	
平成30年2月28日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成29年3月16日時点	平成30年2月28日時点	事後	
平成30年2月28日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成29年3月16日時点	平成30年2月28日時点	事後	
平成31年3月1日	「I関連情報」 5.評価実施機関における担当	会計管理者 中村 誓丞	会計管理者	事後	
平成31年3月1日	「Ⅳリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成31年3月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年1月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成31年3月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和5年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	令和3年12月1日時点	令和5年3月16日時点	事後	
令和5年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和3年12月1日時点	令和5年3月16日時点	事後	
令和6年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	令和5年3月16日時点	令和6年3月16日時点	事後	
令和6年3月16日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和5年3月16日時点	令和6年3月16日時点	事後	
<b>△</b> €17,50,00,00	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一 16号	番号法第9条第1項 別表 24号	事後	
会和7年2日26日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	令和6年3月16日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和7年2月26日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和6年3月16日時点	令和7年2月26日時点	事後	